

## 基本計画書

基本計画書									
事項	記入欄								備考
計画の区分	学部等連係課程実施基本組織の設置（学部の設置）								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン アオヤマガクイン 学校法人 青山学院								
フリガナ大学の名称	アオヤマガクインダイガク 青山学院大学（Aoyama Gakuin University）								
大学本部の位置	東京都渋谷区渋谷4丁目4番25号								
大学の目的	青山学院大学は、青山学院の一貫した教育体系の最高の機関として、キリスト教精神に基づき人格を陶冶しつつ、高度の教養を授けるとともに、学術の理論及び応用を教授研究し、もって社会に奉仕し、文化の進展に寄与する人物を養成することを目的とする。								
新設学部等の目的	本学環は、統計学を軸とするデータサイエンスの専門的知識及び技能を修得させ、学際的視野及び実践力を涵養し、産業、行政、教育、医療その他の多様な分野において、根拠に基づく意思決定及び社会課題の解決を主導し得る高度専門人材を育成するとともに、本学の理念に照らし、課題を抱える人や組織に寄り添い、データに基づいて粘り強く解決の道筋を探り、継続的に社会に貢献し得るサーバント・リーダーを養成することを教育研究上の目的とする。								
新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	
学部等連係課程組織 統計データサイエンス学環 [School of Statistics and Data Science]	4	60	-	240	学士 (データサイエンス) (Bachelor of Data Science)	工学関係	令和9年4月 第1年次	東京都渋谷区渋谷 4丁目4番25号	
連係協力学部 (1) 教育人間科学部								東京都渋谷区渋谷 4丁目4番25号	
教育学科	4	188	-	752	学士(教育学)	教育学・保育学関係	平成21年4月 第1年次		
教育学科から統計データサイエンス学環の内数とする入学定員数		7	-	28					
心理学科	4	110	-	440	学士(心理学)	文学関係	平成21年 4月第1年次		
心理学科から統計データサイエンス学環の内数とする入学定員数		3	-	12					
連係協力学部 (2) 経済学部								東京都渋谷区渋谷 4丁目4番25号	
経済学科	4	407	-	1628	学士(経済学)	経済学関係	昭和28年 4月第1年次		
経済学科から統計データサイエンス学環の内数とする入学定員数		5	-	20					
現代経済デザイン学科	4	132	-	528	学士(経済学)	経済学関係	平成20年 4月第1年次		
現代経済デザイン学科から統計データサイエンス学環の内数とする入学定員数		5	-	20					

新設学部等の概要	連係協力学部 (3) 法学部								東京都渋谷区渋谷 4丁目4番25号
	法学科	4	380	-	1520	学士(法学)	法学関係	平成13年 4月第1年次	
	法学科から統計データサイ エンス学環の内数とする入 学定員数		0	-	0				
	ヒューマンライツ学科	4	120	-	480	学士(法学)	法学関係、経済学 関係、社会学・社 会福祉学関係	令和4年 4月第1年次	
	ヒューマンライツ学科から 統計データサイエンス学環 の内数とする入学定員数		0	-	0				
	連係協力学部 (4) 経営学部								東京都渋谷区渋谷 4丁目4番25号
	経営学科	4	360	-	1440	学士(経営学)	経済学関係	昭和41年 4月第1年次	
	経営学科から統計データサ イエンス学環の内数とする 入学定員数		30	-	120				
	マーケティング学科	4	160	-	640	学士(経営学)	経済学関係	平成21年 4月第1年次	
	マーケティング学科から統 計データサイエンス学環の 内数とする入学定員数		10	-	40				
	連係協力学部 (5) 理工学部								神奈川県相模原市 中央区淵野辺5丁目 10番1号
	物理科学科	4	105	-	420	学士(理学)	理学関係	令和3年4月 第1年次	
	物理科学科から統計データ サイエンス学環の内数とす る入学定員数		0	-	0				
	数理サイエンス学科	4	55	-	220	学士(理学)	理学関係	令和3年4月 第1年次	
	数理サイエンス学科から統 計データサイエンス学環の 内数とする入学定員数		0	-	0				
	化学・生命科学科	4	115	-	460	学士(理学)	理学関係	平成16年4月 第1年次	
	化学・生命科学科から統計 データサイエンス学環の内 数とする入学定員数		0	-	0				
電気電子工学科	4	120	-	480	学士(工学)	工学関係	昭和40年4月 第1年次		
電気電子工学科から統計 データサイエンス学環の内 数とする入学定員数		0	-	0					
機械創造工学科	4	95	-	380	学士(工学)	工学関係	平成12年4月 第1年次		
機械創造工学科から統計 データサイエンス学環の内 数とする入学定員数		0	-	0					
経営システム工学科	4	95	-	380	学士(工学)	工学関係	平成12年4月 第1年次		
経営システム工学科から統 計データサイエンス学環の 内数とする入学定員数		0	-	0					

	情報テクノロジー学科	4	95	-	380	学士(工学)	工学関係	平成12年4月 第1年次	
	情報テクノロジー学科から 統計データサイエンス学環 の内数とする入学定員数		0	-	0				
	計		-	-	-				
	同一設置者内における変 更 状 況 ( 定 員 の 移 行 , 名 称 の 変 更 等 )	教育人間科学部 教育学科〔定員減〕(△7) (令和9年4月) 心理学科〔定員減〕(△3) (令和9年4月) 経済学部 経済学科〔定員減〕(△5) (令和9年4月) 現代経済デザイン学科〔定員減〕(△5) (令和9年4月) 経営学部 経営学科〔定員減〕(△30) (令和9年4月) マーケティング学科〔定員減〕(△10) (令和9年4月)							
教育 課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
	統計データサイエンス学環	440科目	23科目	6科目	469科目	138単位			
	学部等の名称	基幹教員					助手	基幹教員以外の 教員 (助手を除く)	
		教授	准教授	講師	助教	計			
新	学部等連係課程組織 統計データサイエンス学環	<5> 【8】 (13)	<1> 【1】 (2)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<6> 【9】 (15)	<0> 【0】 (0)	<0> 【15】 (15)	
	連係協力学部 (1) 教育人間科学部 教育学科 心理学科								
	連係協力学部 (2) 経済学部 経済学科 現代経済デザイン学科								
	連係協力学部 (3) 法学部 法学科 ヒューマンライツ学科								
	連係協力学部 (4) 経営学部 経営学科 マーケティング学科								
	連係協力学部 (5) 理工学部 物理科学科 数理サイエンス学科 化学・生命科学科 電気電子工学科 機械創造工学科 経営システム工学科 情報テクノロジー学科								
設	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	<5> 【8】 (13)	<1> 【1】 (2)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<6> 【9】 (15)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの (aに該当する者を除く)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)			
	小計 (a～b)	<5> 【8】 (13)	<1> 【1】 (2)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<6> 【9】 (15)			

大学設置基準別  
表第一に定める  
基幹教員数の  
四分の三の数  
11人  
(注)  
<>の中の数は  
学部等連係課程  
実施基本組織の  
みに従事する専  
任教員。  
【】の中の数は  
学部等連係課程  
実施基本組織と  
連係協力学部等  
を兼ねる教員の  
数。

分	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	/	/		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)				
	計（a～d）	<5> 【8】 (13)	<1> 【1】 (2)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<6> 【9】 (15)			<0> 【0】 (0)	<0> 【15】 (15)
	計	<5> 【8】 (13)	<1> 【1】 (2)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<6> 【9】 (15)			<0> 【0】 (0)	<0> 【15】 (15)
既	文学部 英米文学科	25 (25)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	31 (31)	1 (1)	72 (72)		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	25 (25)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	31 (31)	/	/		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	小計（a～b）	25 (25)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	31 (31)				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	計（a～d）	25 (25)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	31 (31)				
	文学部 フランス文学科	8 (8)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	14 (14)			0 (0)	40 (40)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	8 (8)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	14 (14)			/	/
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	小計（a～b）	8 (8)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	14 (14)				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
計（a～d）	8 (8)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	14 (14)					
文学部 日本文学科	11 (11)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	36 (36)			
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	11 (11)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	/	/			
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
小計（a～b）	11 (11)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	14 (14)					
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
計（a～d）	11 (11)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	14 (14)					

大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 9人

大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 6人

大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 6人

文学部 史学科	10 (10)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	56 (56)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	10 (10)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	/	/
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）	10 (10)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	15 (15)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	10 (10)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	15 (15)		
文学部 比較芸術学科	7 (7)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	25 (25)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	7 (7)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	/	/
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）	7 (7)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	9 (9)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	7 (7)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	9 (9)		
計	61 (61)	22 (22)	0 (0)	0 (0)	83 (83)	1 (1)	229 (229)
教育人間科学部 教育学科	17 【1】 (17)	4 【0】 (4)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	21 【1】 (21)	3 【0】 (3)	134 【0】 (134)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	17 【1】 (17)	4 【0】 (4)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	21 【1】 (21)	/	/
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
小計（a～b）	17 【1】 (17)	4 【0】 (4)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	21 【1】 (21)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
計（a～d）	17 【1】 (17)	4 【0】 (4)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	21 【1】 (21)		

大学設置基準別表  
第一イに定める基  
幹教員数の四分の  
三の数 6人

大学設置基準別表  
第一イに定める基  
幹教員数の四分の  
三の数 5人

大学設置基準別表  
第一イに定める基  
幹教員数の四分の  
三の数 9人

教育人間科学部 心理学科	6 【0】 (6)	4 【0】 (4)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	10 【0】 (10)	0 【0】 (0)	97 【0】 (97)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 【0】 (6)	4 【0】 (4)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	10 【0】 (10)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
小計（a～b）	6 【0】 (6)	4 【0】 (4)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	10 【0】 (10)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
計（a～d）	6 【0】 (6)	4 【0】 (4)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	10 【0】 (10)		
計	23 【1】 (23)	8 【0】 (8)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	31 【1】 (31)	3 【0】 (3)	231 【0】 (231)
経済学部 経済学科	18 【1】 (18)	5 【1】 (5)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	23 【2】 (23)	0 【0】 (0)	71 【0】 (71)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	18 【1】 (18)	5 【1】 (5)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	23 【2】 (23)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
小計（a～b）	18 【1】 (18)	5 【1】 (5)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	23 【2】 (23)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
計（a～d）	18 【1】 (18)	5 【1】 (5)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	23 【2】 (23)		
経済学部 現代経済デザイン学科	8 【1】 (8)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	10 【1】 (10)	0 【0】 (0)	79 【0】 (79)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	8 【1】 (8)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	10 【1】 (10)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
小計（a～b）	8 【1】 (8)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	10 【1】 (10)		

大学設置基準別表  
第一イに定める基  
幹教員数の四分の  
三の数 8人

大学設置基準別表  
第一イに定める基  
幹教員数の四分の  
三の数 14人

大学設置基準別表  
第一イに定める基  
幹教員数の四分の  
三の数 8人

c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
計（a～d）	8 【1】 (8)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	10 【1】 (10)		
計	26 【2】 (26)	7 【1】 (7)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	33 【3】 (33)	0 【0】 (0)	150 【0】 (150)
法学部 法学科	24 【1】 (24)	6 【0】 (6)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	30 【1】 (30)	1 【0】 (1)	72 【0】 (72)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	24 【1】 (24)	6 【0】 (6)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	30 【1】 (30)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
小計（a～b）	24 【1】 (24)	6 【0】 (6)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	30 【1】 (30)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
計（a～d）	24 【1】 (24)	6 【0】 (6)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	30 【1】 (30)		
法学部 ヒューマンライツ学科	6 【0】 (6)	5 【0】 (5)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	11 【0】 (11)	0 【0】 (0)	61 【0】 (61)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 【0】 (6)	5 【0】 (5)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	11 【0】 (11)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
小計（a～b）	6 【0】 (6)	5 【0】 (5)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	11 【0】 (11)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
計（a～d）	6 【0】 (6)	5 【0】 (5)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	11 【0】 (11)		
計	30 【1】 (30)	11 【0】 (11)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	41 【1】 (41)	1 【0】 (1)	133 【0】 (133)

大学設置基準別表  
第一イに定める基  
幹教員数の四分の  
三の数 13人

大学設置基準別表  
第一イに定める基  
幹教員数の四分の  
三の数 8人

経営学部 経営学科	19 【1】 (19)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	21 【1】 (21)	1 【0】 (1)	66 【0】 (66)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	19 【1】 (19)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	21 【1】 (21)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
小計（a～b）	19 【1】 (19)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	21 【1】 (21)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
計（a～d）	19 【1】 (19)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	21 【1】 (21)		
経営学部 マーケティング学科	17 【1】 (17)	1 【0】 (1)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	18 【1】 (18)	0 【0】 (0)	64 【0】 (64)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	17 【1】 (17)	1 【0】 (1)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	18 【1】 (18)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 9人
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
小計（a～b）	17 【1】 (17)	1 【0】 (1)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	18 【1】 (18)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
計（a～d）	17 【1】 (17)	1 【0】 (1)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	18 【1】 (18)		
計	36 【2】 (36)	3 【0】 (3)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	39 【2】 (39)	1 【0】 (1)	130 【0】 (130)
国際政治経済学部 国際政治学科	9 (9)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	1 (1)	36 (36)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	9 (9)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	13 (13)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 11人
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）	9 (9)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	13 (13)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		

設

d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0	0	0	0	0		
計（a～d）	9	4	0	0	13		
	(9)	(4)	(0)	(0)	(13)		
<b>国際政治経済学部 国際経済学科</b>	12	2	0	0	14	0	35
	(12)	(2)	(0)	(0)	(14)	(0)	(35)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	12	2	0	0	14		
	(12)	(2)	(0)	(0)	(14)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0	0	0	0	0		
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
小計（a～b）	12	2	0	0	14		
	(12)	(2)	(0)	(0)	(14)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0	0	0	0	0		
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0	0	0	0	0		
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
計（a～d）	12	2	0	0	14		
	(12)	(2)	(0)	(0)	(14)		
<b>国際政治経済学部 国際コミュニケーション学科</b>	11	5	0	0	16	0	35
	(11)	(5)	(0)	(0)	(16)	(0)	(35)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	11	5	0	0	16		
	(11)	(5)	(0)	(0)	(16)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0	0	0	0	0		
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
小計（a～b）	11	5	0	0	16		
	(11)	(5)	(0)	(0)	(16)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0	0	0	0	0		
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0	0	0	0	0		
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
計（a～d）	11	5	0	0	16		
	(11)	(5)	(0)	(0)	(16)		
<b>計</b>	32	11	0	0	43	1	106
	(32)	(11)	(0)	(0)	(43)	(1)	(106)
<b>総合文化政策学部 総合文化政策学科</b>	17	5	0	0	22	0	81
	(17)	(5)	(0)	(0)	(22)	(0)	(81)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	17	5	0	0	22		
	(17)	(5)	(0)	(0)	(22)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0	0	0	0	0		
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
小計（a～b）	17	5	0	0	22		
	(17)	(5)	(0)	(0)	(22)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0	0	0	0	0		
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0	0	0	0	0		
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
計（a～d）	17	5	0	0	22		
	(17)	(5)	(0)	(0)	(22)		
<b>計</b>	17	5	0	0	22	0	81
	(17)	(5)	(0)	(0)	(22)	(0)	(81)

大学設置基準別表  
第一イに定める基  
幹教員数の四分の  
三の数 11人

大学設置基準別表  
第一イに定める基  
幹教員数の四分の  
三の数 11人

大学設置基準別表  
第一イに定める基  
幹教員数の四分の  
三の数 12人

理工学部 物理科学科	10 【0】 (10)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	10 【0】 (10)	0 【0】 (0)	45 【0】 (45)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	10 【0】 (10)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	10 【0】 (10)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
小計（a～b）	10 【0】 (10)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	10 【0】 (10)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
計（a～d）	10 【0】 (10)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	10 【0】 (10)		
理工学部 数理サイエンス学科	6 【0】 (6)	3 【0】 (3)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	9 【0】 (9)	1 【0】 (1)	46 【0】 (46)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 【0】 (6)	3 【0】 (3)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	9 【0】 (9)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 6人
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
小計（a～b）	6 【0】 (6)	3 【0】 (3)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	9 【0】 (9)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
計（a～d）	6 【0】 (6)	3 【0】 (3)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	9 【0】 (9)		
理工学部 化学・生命科学科	10 【0】 (10)	1 【0】 (1)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	11 【0】 (11)	0 【0】 (0)	64 【0】 (64)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	10 【0】 (10)	1 【0】 (1)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	11 【0】 (11)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 8人
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
小計（a～b）	10 【0】 (10)	1 【0】 (1)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	11 【0】 (11)		

c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
計（a～d）	10 【0】 (10)	1 【0】 (1)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	11 【0】 (11)		
理工学部 電気電子工学科	8 【0】 (8)	3 【0】 (3)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	11 【0】 (11)	2 【0】 (2)	49 【0】 (49)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	8 【0】 (8)	3 【0】 (3)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	11 【0】 (11)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 8人
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
小計（a～b）	8 【0】 (8)	3 【0】 (3)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	11 【0】 (11)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
計（a～d）	8 【0】 (8)	3 【0】 (3)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	11 【0】 (11)		
理工学部 機械創造工学科	7 【0】 (7)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	9 【0】 (9)	1 【0】 (1)	53 【0】 (53)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	7 【0】 (7)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	9 【0】 (9)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 7人
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
小計（a～b）	7 【0】 (7)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	9 【0】 (9)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)		
計（a～d）	7 【0】 (7)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	9 【0】 (9)		

理工学部 経営システム工学科	7 【0】 (7)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	9 【0】 (9)	1 【0】 (1)	48 【0】 (48)	大学設置基準別表 第一イに定める基 幹教員数の四分の 三の数 7人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	7 【0】 (7)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	9 【0】 (9)			
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)			
小計（a～b）	7 【0】 (7)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	9 【0】 (9)			
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)			
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)			
計（a～d）	7 【0】 (7)	2 【0】 (2)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	9 【0】 (9)			
理工学部 情報テクノロジー学科	9 【2】 (9)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	9 【2】 (9)	5 【0】 (5)	44 【0】 (44)	大学設置基準別表 第一イに定める基 幹教員数の四分の 三の数 7人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	9 【2】 (9)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	9 【2】 (9)			
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)			
小計（a～b）	9 【2】 (9)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	9 【2】 (9)			
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)			
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)			
計（a～d）	9 【2】 (9)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	9 【2】 (9)			
計	57 【2】 (57)	11 【0】 (11)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	68 【2】 (68)	10 【0】 (10)	349 【0】 (349)	
社会情報学部 社会情報学科	19 (19)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	26 (26)	0 (0)	38 (38)	大学設置基準別表 第一イに定める基 幹教員数の四分の 三の数 14人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	19 (19)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	26 (26)			
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（a～b）	19 (19)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	26 (26)			
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～c）	19 (19)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	26 (26)			

	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	19 (19)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	26 (26)			
	計	19 (19)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	26 (26)	0 (0)	38 (38)	
	地球社会共生学部 地球社会共生学科	17 (17)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	21 (21)	0 (0)	57 (57)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	17 (17)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	21 (21)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 11人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	17 (17)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	21 (21)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	17 (17)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	21 (21)			
	計	17 (17)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	21 (21)	0 (0)	57 (57)	
	コミュニティ人間科学部 コミュニティ人間科学科	24 (24)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	35 (35)	2 (2)	24 (24)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	24 (24)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	35 (35)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 10人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	24 (24)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	35 (35)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	24 (24)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	35 (35)			
	計	24 (24)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	35 (35)	2 (2)	24 (24)	
	合 計	347 (355)	101 (102)	0 (0)	0 (0)	448 (457)	19 (19)	1528 (1543)	
	職 種	専 属		そ の 他		計			
	事 務 職 員	315人 (315)		12人 (12)		327人 (327)			
	技 術 職 員	22 (22)		0 (0)		22 (22)			
	図 書 館 職 員	5 (5)		0 (0)		5 (5)			
	そ の 他 の 職 員	4 (4)		0 (0)		4 (4)			
	指 導 補 助 者	0 (0)		0 (0)		0 (0)			
	計	346 (346)		12 (12)		358 (358)			
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
	校 舎 敷 地	244, 233㎡	34, 367㎡	㎡		278, 600㎡			
	そ の 他	5, 320㎡		㎡		5, 320㎡			
	合 計	249, 553㎡	34, 367㎡	㎡		283, 920㎡			

校 舎	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計		大学全体				
	274,027㎡ ( 274,027㎡)	㎡ ( ㎡)	㎡ ( ㎡)	274,027㎡ ( 274,027㎡)	274,027㎡ ( 274,027㎡)					
教室・教員研究室	教 室	989室	教 員 研 究 室	643室		大学全体				
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点	学部/学環単 位での特定不 能なため、大 学全体の数		
	統計データサイエンス学環	2,131,608 [722,683] (2,091,608 [709,122])	(52,001 [43,624]) (52,001 [43,624])	(20,892 [6,820]) (20,892 [6,820])	(63,598 [63,490]) (63,598 [63,490])	150 (150)	0 (0)			
	計	2,131,608 [722,683] (2,091,608 [709,122])	(52,001 [43,624]) (52,001 [43,624])	(20,892 [6,820]) (20,892 [6,820])	(63,598 [63,490]) (63,598 [63,490])	150 (150)	0 (0)			
スポーツ施設等	スポーツ施設 2,012㎡		講堂 1,416㎡	厚生補導施設 17,714㎡						
経費の見積り及び維持方法の概要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	・共同研究 費は大学全 体 ・図書購入 費、設備購 入費につい ては、学部 全体	
	経費の見積り		860千円	860千円	860千円	860千円	—	—		
	教員1人当り研究費等		61,266千円	61,266千円	61,266千円	61,266千円	—	—		
	共同研究費等		0千円	2,126千円	4,252千円	6,378千円	8,504千円	—		—
	図書購入費	635,000千円	2,850千円	5,700千円	8,550千円	11,400千円	—	—		
	設備購入費		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
学生1人当り納付金		1,838千円	1,768千円	1,778千円	1,818千円	— 千円	— 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要	手数料収入、寄附金収入、補助金収入、資産運用収入等									
大 学 等 の 名 称	青山学院大学									
学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	収容定員 充足率	開設 年度	所 在 地		
文学部	年	人	年次 人	人		倍		東京都渋谷区 渋谷四丁目4番25号		
英米文学科	4	300	-	1200	学士(文学)	1.13	昭和24年度			
フランス文学科	4	115	-	460	学士(文学)	1.16	昭和37年度			
日本文学科	4	120	-	480	学士(文学)	1.11	昭和41年度			
史学科	4	120	-	480	学士(歴史学)	1.07	昭和43年度			
比較芸術学科	4	85	-	340	学士(比較芸術学)	1.15	平成24年度			
教育人間科学部						1.07			〃	
教育学科	4	188	-	752	学士(教育学)	1.05	平成21年度			
心理学科	4	110	-	440	学士(心理学)	1.11	平成21年度			
経済学部						1.15			〃	
経済学科	4	407	-	1628	学士(経済学)	1.13	昭和28年度			
現代経済デザイン学科	4	132	-	528	学士(経済学)	1.22	平成20年度			
法学部						1.11			〃	
法学科	4	380	-	1520	学士(法学)	1.12	平成13年度			
ヒューマンライツ学科	4	120	-	480	学士(法学)	1.10				
経営学部						1.10		〃		
経営学科	4	360	-	1440	学士(経営学)	1.10	昭和41年度			

マーケティング学科	4	160	-	640	学士（経営学）	1.09	平成21年度	
国際政治経済学部						1.13		〃
国際政治学科	4	115	-	460	学士（国際政治経済学）	1.11	昭和57年度	
国際経済学科	4	115	-	460	学士（国際政治経済学）	1.17	昭和57年度	
国際コミュニケーション学科	4	74	-	296	学士（国際コミュニケーション）	1.08	平成18年度	
総合文化政策学部						1.12		〃
総合文化政策学科	4	259	-	1036	学士（総合文化政策学）	1.12	平成20年度	
理工学部						1.10		神奈川県相模原市中央区淵野辺五丁目10番1号
物理・数理学科	4	-	-	-	学士（理学）	-	平成16年度	令和3年度より学生募集停止
物理科学科	4	105	-	420	学士（理学）	1.15	令和3年度	
数理サイエンス学科	4	55	-	220	学士（理学）	1.08	令和3年度	
化学・生命科学科	4	115	-	460	学士（理学）	1.11	平成16年度	
電気電子工学科	4	120	-	480	学士（工学）	1.05	昭和40年度	
機会創造工学科	4	95	-	380	学士（工学）	1.10	平成12年度	
経営システム工学科	4	95	-	380	学士（工学）	1.10	平成12年度	
情報テクノロジー学科	4	95	-	380	学士（工学）	1.11	平成12年度	
社会情報学部						1.12		〃
社会情報学科	4	220	-	880	学士（学術）	1.12	平成20年度	
地球社会共生学部						1.11		〃
地球社会共生学科	4	190	-	760	学士（学術）	1.11	平成27年度	
コミュニティ人間科学部						1.08		〃
コミュニティ人間科学科	4	240	-	960	学士（学術）	1.08	平成31年度	
大学等の名称	青山学院大学大学院							
学部等の名称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	収容 定員 充足 率	開設 年度	所在地
文学研究科	年	人	年次 人	人		倍		東京都渋谷区 渋谷四丁目4番25号
英米文学専攻								
博士前期課程	2	20	-	40	修士（文学）	0.57	昭和27年度	
博士後期課程	3	3	-	9	博士（文学） 又は（学術）	1.11	昭和34年度	
フランス文学・語学専攻								
博士前期課程	2	6	-	12	修士（文学）	0.33	昭和41年度	
博士後期課程	3	2	-	6	博士（文学）	0.33	昭和43年度	



経営学研究科									〃
経営学専攻									
博士前期課程	2	15	-	30	修士（経営学）	0.83	昭和45年度		
博士後期課程	3	3	-	9	博士（経営学）	1.77	昭和45年度		
国際政治経済学研究科									〃
国際政治学専攻									
修士課程	2	20	-	40	修士（国際政治学）	0.57	昭和61年度		
博士後期課程	3	3	-	9	博士（国際政治学）	1.22	昭和61年度		
国際経済学専攻									
修士課程	2	15	-	30	修士（国際経済学）	0.16	昭和61年度		
博士後期課程	3	2	-	6	博士（国際経済学）	0.33	昭和61年度		
国際コミュニケーション専攻									
修士課程	2	20	-	40	修士（国際コミュニケーション）	0.75	平成8年度		
博士後期課程	3	2	-	6	博士（国際コミュニケーション）	0.50	平成10年度		
総合文化政策学研究科									〃
文化創造マネジメント専攻									
修士課程	2	15	-	30	修士（文化創造マネジメント）	0.40	平成21年度		
総合文化政策学専攻									
一貫制博士課程	5	3	-	15	博士（総合文化政策学）又は（学術）	0.40	平成20年度		
理工学研究科									神奈川県相模原市 中央区淵野辺 五丁目10番1号
理工学専攻									
博士前期課程	2	180	-	360	修士（理学）、（工学）又は（学術）	1.78	平成16年度		
博士後期課程	3	15	-	45	博士（理学）又は（工学）	0.91	平成16年度		
社会情報学研究科									東京都渋谷区 渋谷四丁目4番25号 及び 神奈川県相模原市 中央区淵野辺 五丁目10番1号
社会情報学専攻									
博士前期課程	2	30	-	60	修士（学術）	0.28	平成20年度		
博士後期課程	3	3	-	9	博士（学術）	1.66	平成20年度		
国際マネジメント研究科									東京都渋谷区 渋谷四丁目4番25号
国際マネジメント専攻									
専門職学位課程	2	100	-	200	経営管理修士（専門職）	1.34	平成13年度		
国際マネジメントサイエンス専攻									
一貫制博士課程	5	6	-	30	博士（国際経営学）又は（経営管理）	0.10	平成18年度		

会計プロフェッション研究科								〃	
会計プロフェッション専攻									
専門職学位課程	2	80	-	160	会計監査修士（専門職）又は 税務マネジメント修士（専門 職）	1.11	平成17年度		
プロフェSSIONAL会計学専攻									
博士後期課程	3	3	-	9	博士（プロフェッ SIONAL会計学）	0.33	平成19年度		
附属施設の概要	該当なし								

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。